

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

地域交流、多世代交流による地域の元気づくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

水俣市

3 地域再生計画の区域

水俣市の全域

4 地域再生計画の目標

水俣市は、熊本県の南端、鹿児島県の県境に位置し、西は八代海（不知火海）に面しており、面積は 163.29 平方キロメートル、その内約 7 割が森林である。現在の人口は約 2 万 5 千人である。

かつて県内有数の新興工業都市として知られ、昭和 31 年のピーク時には人口 5 万人を数えたが、その後の社会構造、産業構造の急速な変化、水俣病問題、労働争議などによる地域の疲弊により、急速な人口の流出に見舞われてきた。

平成 21 年から 25 年の 5 年間の人口減少は、社会減が約 9 百人、自然減が約 9 百人となっている。人口の減少に加え、水俣市では高齢化率の高まりや出生数の減少によって、地域経済や活力が減退し、それが更なる人口減少につながるという「負のスパイラル」に陥ることが懸念される状況にある。加えて、自治会や子ども会、老人会など、住民の地域活動の活力も徐々に失われつつある。

なお、水俣市では、市総合戦略における「水俣を支える産業づくり・安定した雇用の確保」において、地域の特性を活かした経済振興の取組として、地域の特性や資源を活かした産業の振興と人の交流によって、地域経済の活性化を図ることとしている。また、「誇れるふるさと・みなまたをつくる」において、地域の一体感の醸成・世代間交流の促進・生きがいを推進することとしている。

地域の元気、活力を創造するためには、雇用促進、経済活性化のみならず、あらゆる世代が地域において安心して暮らし、働き、子どもを産み育てられる環境整備が必要である。そのような環境においてこそ、働き手の確保、経済の安定、雇用の充実が図られる。

上記のような環境を整えるため、世代間交流や地域交流、連携の促進と併せ、身近な場での地域内経済循環を促進する取組を行い、雇用促進・創出を図る。地域全体で、経済活動も含めた暮らしを支える様々なチャレンジができる場を設け、希薄化している地域、人々のつながりの再構築と経済活性化が両輪となった取組を行っていく必要がある。

このことを通じて、人々が安心して暮らし、働き、子どもを産み育てられる、真の豊かさを実感できるまちをつくり、身近な地域において、若い世代が結婚、出産、子育てに対し安心、希望が持てる、また、子どもから高齢者が健康で快適に暮らすことができるまちづくりを推進し、「誇れるふるさと・みなまた」を実現する。その拠点とするため、「水俣市地域／多世代交流センター」を設置するものである。

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	平成28年度 (1年目)	平成29年度 (2年目)	平成30年度 (3年目)
水俣市地域／多世代交流センターにおける収益及び周辺店舗等への経済波及効果 (千円)	0	0	0	1,010
水俣市地域／多世代交流センターの市外からの利用者数(人)	0	0	0	60
地域交流機能に係る事業運営のアウトソーシングにより創出される雇用数(人)	0	0	0	2

	平成31年度 (4年目)	平成32年度 (5年目)	KPI増加分の 累計
水俣市地域／ 多世代交流セ ンターにおけ る収益及び周 辺店舗等への 経済波及効果 (千円)	1,020	1,050	3,080
水俣市地域／ 多世代交流セ ンターの市外 からの利用者 数(人)	90	150	300
地域交流機能 に係る事業運 営のアウトソ ーシングによ り創出される 雇用数(人)	2	2	6

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本事業は、現在、地域における子育て支援や保護者の交流の拠点となっている「水俣市こどもセンター」を整備改修し、地元農産物の販売、地元の食材を使った「地のもんカフェ(仮称)」を設置し、地元林産材製品の展示・販売等により、地域経済の活性化・雇用創出につなげるとともに、人々が安心して暮らし、働き、子どもを産み育てられ、真の豊かさを実感できるまちづくりを進めるための各種事業を行う「水俣市地域／多世代交流センター」として活用していく。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生拠点整備交付金(内閣府):【A3007】

① 事業主体 水俣市

② **事業の名称**：人・食・暮らしをつなぐ地域いきいきプロジェクト

③ **事業の内容**

本事業は市内外の人々、農林水産物の生産者等との交流拠点として「水俣市地域／多世代交流センター」を整備する。これによって、住民と生産者の交流、各種事業を通して、地域の農林水産物を新たな流通に乗せるきっかけを作り、地域経済の活性化や地域の産業振興、雇用促進につなげ、人々が安心して暮らし、働き、子どもを産み育てられ、真の豊かさを実感できるまちづくりを進める。既存施設（水俣市こどもセンター）の改修により「地のもんカフェ（仮称）」、調理室を整備し、地域産材を活用した「木のプール」等加工品を設置するとともに、展示・販売を行う。地元産の食材や農林水産物の活用とPR、販売促進を行い、地場産業の振興につなげる。

また、交流促進・利用者層拡大のため、地域の食材を使った料理教室とスポーツを組み合わせたプログラムを実施する。健康への意識を高め、地域の安心・安全、高品質かつ多様な食材への理解を深め、また、それらに関連づけることで、地域産物への購買意欲を高め、消費拡大、地域経済活性化に資するとともに、健康寿命の延伸にも資するものとする。遊びやスポーツをとおして、施設の利用促進、利用者層拡大、交流人口の増加を図る。併せて、利用者増加に対応するための駐車場拡充を行う。

④ **事業が先導的であると認められる理由**

【自立性】

カフェの営業やバザーの開催により、施設の収益性を高め、その収入をもって維持管理コストの一部を賄う。また、関係団体、事業者と連携して事業を実施し、広域的に情報発信していくことで、域内外から人を呼び込み、さらなる収入増を目指す。

【官民協働】

行政は、「水俣市地域／多世代交流センター」に「地のもんカフェ（仮称）」を整備し、当該施設に関するプロモーション等を行い、利用促進を図る。

民間団体（利用者団体等）が、カフェ、バザー、料理教室などを企画運営する。企画運営に当たっては、農林水産事業者、食品加工事業者、飲食店経営者などの民間事業者の参画を促し、新たな流通

- ・事業の創出等につなげる。

【政策間連携】

(地域産業の振興×地域産業振興×健康福祉政策)

- ・「地のもんカフェ（仮称）」「地のもんバザー」「料理講座」では、地域の安心・安全、高品質かつ多様な農林水産物を活用することにより、地域産物の認知度向上を図り、地域産業の振興につなげる。
- ・施設のテーブルや椅子等については、地元産の木材を使用し、地域産材の魅力を知ってもらうことで普及を図るとともに、施設利用者と加工業者をつなぐ仕組みを構築し、製品の販売促進により林業振興を図る。林業分野では、これまでは木材を製材し市場に出すことが主であったが、地元産材を活かした木のおもちゃや等の加工品を製造し、当該施設において販売することにより、新たな産業として市内外に広く販売、PRして、販路拡大につなげる。
- ・安心・安全で健康な食の提案にあわせ、スポーツ指導等を行い、あらゆる世代の健康増進、健康寿命の延伸を図り、健康的な生活の中での購買意欲の増進、地域産物の消費拡大につなげる。

⑤ 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	事業開始前 (現時点)	平成28年度 (1年目)	平成29年度 (2年目)	平成30年度 (3年目)
水俣市地域／ 多世代交流セ ンターにおけ る収益及び周 辺店舗等への 経済波及効果 (千円)	0	0	0	1,010
水俣市地域／ 多世代交流セ ンターの市外 からの利用者 数(人)	0	0	0	60
地域交流機能 に係る事業運	0	0	0	2

営のアウトソーシングにより創出される雇用数（人）				
--------------------------	--	--	--	--

	平成31年度 （4年目）	平成32年度 （5年目）	KPI増加分の 累計
水俣市地域／多世代交流センターにおける収益及び周辺店舗等への経済波及効果（千円）	1,020	1,050	3,080
水俣市地域／多世代交流センターの市外からの利用者数（人）	90	150	300
地域交流機能に係る事業運営のアウトソーシングにより創出される雇用数（人）	2	2	6

⑥ 評価の方法、時期及び体制

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を、市総合政策部においてとりまとめ、5月を目処に産学官民金言からなる「水俣市まち・ひと・しごと創生有識者会議」において、PDCAサイクルによる効果の検証を行う。

また、「水俣市まち・ひと・しごと創生有識者会議」の検証を経て、水俣市議会へ報告、意見聴取を行い、必要に応じて、地方版総合戦略や今後の運営等に反映させる。

検証結果は市ホームページ及び市広報紙で公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

①第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 50,500千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から平成33年3月31日（5ヵ年度）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 仕事と子育てを支える地域社会づくり事業

事業概要：子どもを安心して産み育て、また子どもの健全な成長のために、社会全体で子育てを支援し、応援して行くため、地域における自主的活動の支援及び地域の子育てネットワークの構築支援、高齢者・退職者等幅広い世代の参画による交流の実施促進等を行うもの

実施主体：熊本県水俣市

事業期間：平成28年度～平成32年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成33年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

定量目標の達成状況を確認するために、毎年度各指標の集計を行い、「水俣市まち・ひと・しごと創生有識者会議」において評価を行う。評価結果を踏まえ、目標の効果的な実現に向けて必要な計画見直し、変更を行う。

目標1

事業実施による収益については、施設担当課（福祉課）が3月末時点で事業実施者へのヒアリング及び事業実施者からの報告に及び周辺店舗等関係者へのヒアリングにより把握する。

目標2

地域交流機能に係る事業運営のアウトソーシングにより創出される雇用者数については、施設担当課（福祉課）が3月末時点で事業実施者へのヒアリング及び事業実施者からの報告により把握する。

目標3

市外からの利用者数については、施設担当課（福祉課）が3月末時点で集計し把握する。

7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

	事業開始前 (現時点)	平成28年度 (1年目)	平成29年度 (2年目)	平成30年度 (3年目)
水俣市地域／多世代交流センターにおける収益及び周辺店舗等への経済波及効果 (千円)	0	0	0	1,010
水俣市地域多世代交流センターの市外からの利用者数 (人)	0	0	0	60
地域交流機能に係る事業運営のアウトソーシングにより創出される雇用数 (人)	0	0	0	2

	平成31年度 (4年目)	平成32年度 (5年目)	KPI増加分の 累計
水俣市地域／多世代交流センターにおけ	1,020	1,050	3,080

る収益及び周辺店舗等への経済波及効果 (千円)			
水俣市地域／多世代交流センターの市外からの利用者数(人)	90	150	300
地域交流機能に係る事業運営のアウトソーシングにより創出される雇用数(人)	2	2	6

7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

毎年度、市総合政策部が6月時点で市ホームページ及び広報紙で公表する。